

総行マ第1号
令和3年4月19日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部長
各指定都市社会保障・税番号制度担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課
マイナンバー制度支援室長
(公 印 省 略)

マイナンバーカードの申請件数の急増を踏まえた緊急対応について（通知）

平素よりマイナンバーカードの普及の促進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

マイナンバーカードについては、現在、QRコード付き申請書の送付やマイナポイント事業の対象手続期限の延長等により、有効申請受付数が急激に増加している状況にあります。

カードの交付体制については、令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡るよう、改訂後の交付円滑化計画に基づき交付体制の強化等に取り組んでいただいているところですが、現在の申請受付数に対し、十分な交付体制でない場合は、申請者に対するカード交付が大幅に遅れ、マイナポイントの利用手続やコロナ禍の下で期待される各種オンライン手続の利用に支障が生じることが懸念されます。ついては、現下の状況に鑑み、至急下記の対応をとるようお願いします。貴職におかれましては、この旨を承知の上、域内の指定都市を除く市区町村に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から毎週送付されている自団体の申請受付数を確認し、カードの申請から1か月以内又はカードが自団体に到着後5営業日以内に交付通知書を送付できるか、また、交付通知書を受け取った申請者に速やかに交付できる窓口数・人員数にあるかを改めて点検すること。

2. 1の点検の結果、交付通知書の送付がカードの申請から1か月超又はカードが自団体に到着後5営業日超かかる見込みである団体については、①速やかに交付前設定に係る体制を強化するための人員配置を行う、②「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について」（令和2年12月28日付け総行住第212号）を参考として民間委託を実施・拡充する、などの緊急措置を講じること。
3. カードの実交付について、窓口数や土日・夜間も含めた交付体制の不足は、申請者に対するカード交付の遅れや交付の滞留につながるだけでなく、最終的には市区町村窓口混雑の要因になるものであり、速やかに不足を解消する必要がある。
- ついては、これまで整備した窓口による交付を最大化させるよう、
- ①土日・夜間開庁を拡大し、特に土日交付については当面毎週行うことなどの緊急措置を講じる、
 - ②交付平準化のための予約制の導入や拡大、又は予約制と予約なしでの交付との併用など運用上の工夫により交付窓口の最大限の活用を図る、
 - ③1日当たりの交付枚数の増加を図るため、交付時来庁方式による本人確認後、暗証番号の設定等は、本人の了解の下、職員がカードを預かって実施し、後日、本人限定受取郵便等で送付する方法の導入、
- などの対応を図られたいこと。
- また、現在の窓口数や交付体制では、さらなるカード交付の遅れや滞留数の拡大が生じるおそれがある場合にあっては、緊急措置としてさらなる臨時窓口の増設や人員の増強を行なわれたいこと。
4. これまで申請を受け付け、交付通知書を送付したものの交付に至っていない方についても、「新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえたマイナンバーカードの交付の扱いについて（通知）」（令和3年3月19日付け総行住第38号）で示したとおり、積極的に交付通知書（催促）を送付し、速やかな交付に努められたいこと。
5. 以上の取組については、マイナンバーカード交付事務費補助金を積極的に活用されたいこと。なお、交付に当たっては、換気や飛沫感染防止など新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施すること。